

生駒市規則第 28 号

生駒市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 10 月 1 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市契約規則の一部を改正する規則

生駒市契約規則（昭和 39 年 4 月生駒市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項中「第 167 条の 8 第 3 項」を「第 167 条の 8 第 4 項」に改める。

第 19 条の 2 第 6 号を次のように改める。

(6) 契約不適合責任

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 19 条の 2 第 6 号の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。